

委員会報告

「口腔保健の新定義」に関する動向

日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会委員（2017年 - 2018年）

委員長：深井稜博

副委員長：佐々木 健，野村圭介

委員：大内章嗣，安藤雄一，小川祐司，岡田寿郎，嶋崎義浩，宮崎秀夫，竹内研時

オブザーバー：花田信弘，神原正樹

口腔衛生会誌 67 : 306-310, 2017

はじめに

歯科医療および口腔保健を、これまでの疾病に焦点をあてたアプローチから健康そのものに対するアプローチに転換し、それを研究者、歯科保健医療者および政策決定者が連携して進めていく必要性が高まっている。すなわち、世界規模の口腔疾患負荷の軽減および持続可能な保健医療システムを構築するうえで、口腔保健が全身の健康およびQOLの向上に寄与するという研究成果の蓄積を基に、新たな口腔の健康に関する考え方を、研究、実践、および政策において共有していくことが必要である。こうした背景を受け、2016年にFDI（世界歯科連盟）から、口腔の健康に関する新たな定義が提案された^{1,2)}。

本稿では、口腔の健康の定義に関するこれまでの動向を紹介するとともに、FDIによる「口腔保健の新定義」に先行する形で、2012年に日本口腔衛生学会の地域口腔保健委員会より提案された「口腔保健の新定義」^{*1}の再評価を行う。

これまでの健康の定義

1945年にUN（国際連合）が設立されたのちに、専門機関（国際連合機関）の一つとして1948年にWHO（世

界保健機関）が設立された。健康の定義は、人間の健康を基本的人権の一つととらえたWHO憲章の前文に示されている定義が一般的である^{*2}。

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた（well-being）状態にあることをいう（日本WHO協会訳^{*3}）。この定義の特色は、社会性を健康の定義の中に入れたことであった。

健康づくりのためのオタワ憲章では、健康を達成するための前提条件（Prerequisites for Health）が明示された^{*4}。具体的には、1. 平和、2. 住居、3. 教育、4. 食糧、5. 収入、6. 安定した環境、7. 持続可能な資源、8. 社会的公正と公平であり、これらの健康の前提条件は、1998年に健康の社会的決定要因として整理されている^{*5}。

また、WHOは、憲章において「達成可能な最上級の健康水準を楽しむことは、人種、信条、政治理念、経済的社会的状況に関わらず、全人類の基本的権利の1つである」と宣言している。1966年の国連総会で採択された経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約

^{*1} 日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会：「公衆衛生」「地域保健」「口腔保健」の定義。2012年5月26日。
http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/file/news/121113/definition_about.pdf (2017年8月18日アクセス)。

^{*2} World Health Organization：WHO definition of health。
<http://www.pitt.edu/~super1/globalhealth/What%20is%20Health.htm> (2017年8月18日アクセス)。

^{*3} 公益社団法人日本WHO協会：健康の定義について。<http://www.japan-who.or.jp/commodity/kenko.html> (2017年8月18日アクセス)。

^{*4} World Health Organization：The Ottawa Charter for Health Promotion. First International Conference on Health Promotion, Ottawa, 21 November 1986. <http://www.who.int/healthpromotion/conferences/previous/ottawa/en/> (2017年8月18日アクセス)。

^{*5} World Health Organization：Social Determinants of Health。
http://www.euro.who.int/__data/assets/pdf_file/0005/98438/e81384.pdf (2017年8月18日アクセス)。

(A 規約) では、健康権 (Right to health) は「達成できる最高水準の身体的精神的健康」であると説明されており^{*6}、政府の義務は健康の前提条件の整備と医療の提供の両方からなると理解できる。

これまでの口腔の健康の定義

口腔の健康の定義は、2003年のWHOの世界口腔保健報告書の中で、WHOの全身の健康の定義に基づき以下のように解釈された定義が一般的である^{*7}。

Oral health means more than good teeth; it is integral to general health and essential for well-being. It implies being free of chronic oro-facial pain, oral and pharyngeal (throat) cancer, oral tissue lesions, birth defects such as cleft lip and palate, and other diseases and disorders that affect the oral, dental and craniofacial tissues, collectively known as the craniofacial complex.

口腔の健康とは、単に歯の状態が良いということを示すものではない。口腔の健康は全身の健康とも関連し、well-beingに不可欠なものである。頭蓋顔面領域の口腔、歯列、頭部顔面組織に影響を与える慢性の口腔顔面領域の疼痛、口腔咽頭部の痛、口腔組織病変、唇顎口蓋裂のような先天的疾患などの疾患や障害がない状態も意味している (8020 推進財団訳^{*8})。さらに、この報告の中では、口腔疾患が理由で学校、職域、家庭など、さまざまな場面で社会活動が制限されることが指摘されており、口腔の健康が個人や地域社会に与える影響の大きさが認められている。

しかし、わが国においては、う蝕洪水時代を経て、とくに若年者のう蝕の減少 (3歳児の無う蝕者率80%超え、12歳児の一人平均う蝕数が1歯以下)をはじめ、高齢者の現在歯数の増加 (8020達成者約50%) など、口腔の疾患構造が変化してきたこと、歯科疾患が非感染性疾患 (NCDs) との共通リスク因子を保有すること (国連総会でNCDsの一つとして歯科疾患が追加^{*9}された)、糖尿病をはじめ全身疾患と歯周病との関連性や術前術後の治癒に及ぼす口腔ケアの関連性に関するエビデ

ンスがでてきたこと、平均寿命に対して健康寿命の延伸に残存歯数の多少が関連するエビデンスが示されるようになってきたこと、超高齢社会へ対応するための地域包括ケアシステムにおいて歯科医師が主導する口腔保健の重要性が認識されてきたこと、歯科口腔保健の推進に関する法律、都道府県や市町村での口腔保健条例の制定など地域口腔保健の重要性が高まってきたことなどにより、歯科医療や口腔保健を取り巻く環境が変化してきたために、新たな口腔の健康の定義が必要になってきた。

とくに、2011年に制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」(通称：歯科口腔保健法)^{*10}では、口の健康のための、個人をはじめ、地方公共団体、国それぞれの責務を明記している。また、2012年に公表された「健康日本21(第2次)」において、歯の健康の2020年の目標が示され、新たな考え方として、達成目標が歯科疾患の数値目標にとどまらず、達成地方公共団体数の増加などの社会的(地域口腔保健的)概念が取り入れられたことに特徴がある。こうした動向から、日本口腔衛生学会として、日本版口腔の健康の定義、口腔の健康の目標達成のために必要な研究課題と社会的方策(健康政策)などを議論する必要性が高まった。

日本における口腔保健の新定義

日本口腔衛生学会の地域口腔保健委員会では、2012年5月に「口腔保健の定義」について提案している。定義作成のプロセスは、委員会の合意形成として、地域口腔保健委員会委員(2011年-2012年、委員長：深井穂博、委員：相田 潤、安細敏弘、伊藤博夫、小川祐司、小関健由、佐々木 健、白石雅照、千葉逸朗、鶴本明久、八重垣 健)で、2011年11月8日から2012年1月30日までの期間にデルファイ法(4ラウンド)を用いて議論した。その結果を2012年の第61回日本口腔衛生学会総会における自由集会(地域口腔保健の評価とその指標について考える)およびポスター発表にて紹介し^{3,4)}、その議論を基に委員間の合意形成結果に修正を加え、地域口腔保健委員会提案の定義として公表した^{*1}(図1)。

^{*6} United Nations General Assembly : International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, <http://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/cescr.pdf> (2017年8月18日アクセス)。

^{*7} Petersen PE : The World Oral Health Report 2003, http://www.who.int/oral_health/media/en/orh_report03_en.pdf (2017年8月18日アクセス)。

^{*8} 8020 推進財団 : 世界口腔保健報告書 2003年, <http://www.8020zaidan.or.jp/databank/report.html> (2017年8月18日アクセス)。

^{*9} United Nations General Assembly : Political declaration of the High-level Meeting of the General Assembly on the Prevention and Control of Non-communicable Diseases, http://www.who.int/nmh/events/un_ncd_summit2011/political_declaration_en.pdf (2017年8月18日アクセス)。

^{*10} 厚生労働省 : 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号), http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/shikakoukuuhoken/dl/01.pdf (2017年8月18日アクセス)。

公衆衛生
公衆衛生とは、社会の、組織的で、保健・医療・介護を含めた包括的な取り組みと努力により、個人、集団および地域レベルの、疾病を予防し、寿命を延長し、健康を効率的に保持増進するための科学であり、技術である。
地域保健
地域保健は、公衆衛生において、地域社会を強調する場合に用いる。地域社会とは、一定の単位の、環境や特徴、あるいは共通の利益をもった個人の集合体である。 地域保健とは、地域社会で生活する人々の健康を、地域の資源を活用することを通して、保持増進するための科学であり、技術であり、取り組みと努力である。
口腔保健
口腔保健には、歯および口腔の良好な状態と、それを達成するための取り組みという二つの意味がある。 歯および口腔の良好な状態とは、口腔疾患および口腔機能の障害がなく、全身の健康を阻害しない、あるいは増進する状態である。 歯および口腔の良好な状態を達成するための取り組みには、個人、集団および地域レベルの取り組みがあり、その内容は、人々の知識、行動要因および環境要因をはじめとする社会的決定要因への対応を含む。
付記事項
1. 全身の健康とは、生命および生活とその質を維持できる身体的、精神的および社会的に良好な状態である。 2. 口腔機能とは、摂食（喫食）、言語的・非言語的コミュニケーションをはじめとする生理的および心理社会的機能である。 3. 地域口腔保健（community oral health）とは、地域保健の諸領域のうち口腔保健を課題とするものである。

図1 「公衆衛生」「地域保健」「口腔保健」の定義（日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会、2012年5月）

この中で、「口腔保健」について「歯および口腔の良好な状態とは、口腔疾患および口腔機能の障害がなく、全身の健康を阻害しない、あるいは増進する状態である。歯および口腔の良好な状態を達成するための取り組みには、個人、集団および地域レベルの取り組みがあり、その内容は、人々の知識、行動要因および環境要因をはじめとする社会的決定要因への対応を含む」と定義した。またその定義を基に、地域口腔保健を口腔の健康度と地域社会の健康度を合わせた概念とし、その評価指標の提案が行われた⁵⁾（表1）。さらに、評価指標開発に向けての議論は、次期地域口腔保健委員会（2013年－2014年、委員長：深井稜博、委員：相田 潤、安細敏弘、伊藤博夫、小川祐司、小関健由、佐々木 健、白石雅照、千葉逸朗、鶴本明久、八重垣 健、川崎弘二、古田美智子）においても継続された。

FDIによる口腔保健の新定義

FDIは、2012年のFDI総会で公表された「Vision 2020」⁶⁾に基づき、2016年9月に新たな口腔保健の定義を提案した。FDIが提案する口腔保健の新定義は、以下の通りである。

Definition:

Oral health is multi-faceted and includes the ability to speak, smile, smell, taste, touch, chew, swallow and convey a range of emotions through facial expressions with confidence and without pain, discomfort and disease of the craniofacial complex. Further attributes related to the definition state that oral health:

表1 地域口腔保健の評価項目（日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会、2012年5月）

評価項目		
大分類	中分類	小分類
口腔の健康度	口腔疾患	(1) う蝕 (2) 歯周病 (3) その他の口腔疾患 (4) 歯の喪失
	口腔機能	(1) 摂食（喫食）、嚥下 (2) コミュニケーション・審美性 (3) 疼痛
地域社会の健康度	口腔保健行動	(1) 口腔清掃・歯間清掃 (2) フッ化物利用 (3) 受診・受療行動
	他の生活習慣病等との共通リスク低減	(1) 食生活・咀嚼 (2) 喫煙 (3) 口腔衛生
	QOL・全身疾患・寿命への影響	健康な公共政策づくり 健康を支援する環境づくり 地域活動の強化 個人技術の開発 ヘルスサービスの方向転換
健康格差の是正		

is a fundamental component of health and physical and mental well-being. It exists along a continuum influenced by the values and attitudes of individuals and communities;

reflects the physiological, social and psychological attributes that are essential to the quality of life;

is influenced by the individual's changing experiences, perceptions, expectations and ability to adapt to circumstances.

「口腔の健康は、多面的であり、話す、笑う、香りを感じる、味わう、触れる、噛む、飲み込む能力と、自信のある表情を通じた感情を伝える能力を含み、しかも頭蓋顔面領域の疾患、疼痛、不快感がない状態である。

そして更なる特性としては

- ・ 健康および身体的・精神的な幸福 (well-being) の基本的な要素である。そしてそれは個人とコミュニティの価値や態度によって持続的に影響を受けながら存在している。
- ・ 生理的、社会的、心理的価値を反映し、QOL の維持に必須の要素である。
- ・ 個人の経験、知覚、期待および環境への適応能力によって影響される。」

(注. この日本語訳は、FDI が公表している日本語版^{*11}に基づき、「well-being」を「幸福」と訳した)

また、口腔保健の定義のためのフレームワークとして概念図も紹介されている (図 2)。さらに、この定義の作成に加わったメンバーによって、JDR に Editorial としての意見が述べられているので、ぜひ参考にしてください²⁾。

まとめ

今回、新たに FDI から提示された口腔保健の定義を踏まえ、2012 年に地域口腔保健委員会が提案した口腔保健の定義を再評価してみると、地域口腔保健委員会の定義では、口腔の健康は、全身の健康を阻害しない、あるいは増進する要素と位置づけ、個人にとどまらず、集団および地域の健康を維持するための要素であるという新たな考え方をすでに示していた。

今後は、地域口腔保健委員会が提案した口腔保健の定義の再確認を行うと共に、それに基づく評価指標の提案が必要である。また、研究、実践活動および政策において、今後必要とされる対応は以下のようなものである。

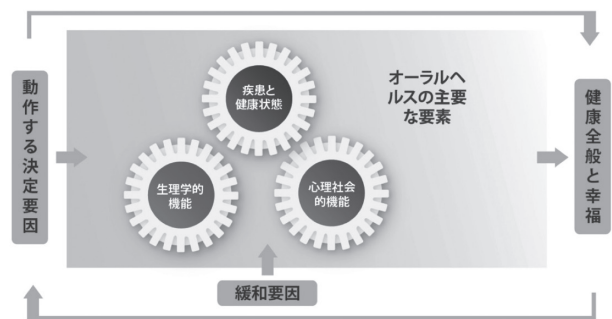


図 2 口腔保健の定義のためのフレームワーク (FDI が公表している日本語版の「オーラルヘルス」の定義^{*11}より転載)

- ・ 歯科治療から予防歯科へのパラダイムシフトのために、国民皆保険制度を含め、新たな歯科医療システムの構築。
- ・ 人生 100 歳時代を迎えることに対応した、100 歳でも自分の口で噛め、話し、飲み込める口腔の確立を目指した、人々の人生に寄り添う時間の要因を加味した歯科医療、口腔保健システムの構築。
- ・ 口腔の健康と全身の健康との関連を示すエビデンスが得られる大規模疫学研究の総括的施行。
- ・ 地域包括ケアシステムなどに対応した多職種連携の推進。
- ・ 健康長寿の延伸による、終生自分の口で食べることのできる高齢者への寄与 (健康に人生を終えることを目指すことにより、人に迷惑をかけず、寝たきりを予防し、介護を受けない高齢者の増加への貢献)。
- ・ 口腔の健康 (機能を含む) を評価できる方法の開発。
- ・ 新たな口腔の健康の定義に対応できる人材を育成する歯科医学教育の再構成。

なお、この日本における新たな口腔保健の定義は、日本口腔衛生学会の神原正樹、宮崎秀夫両理事長の体制において、深井穂博地域口腔保健委員会委員長の下で議論されてきたものである。

文献

- 1) Glick M, Williams DM, Kleinman DV et al. : A new definition for oral health developed by the FDI World Dental

^{*11} World Dental Federation : Vision 2020 Think Tank a new definition of oral health. FDI's definition of oral health. 2016. http://www.fdiworlddental.org/sites/default/files/media/images/oral_health_definition-exec_summary-en.pdf (2017 年 8 月 18 日アクセス)。

- Federation opens the door to a universal definition of oral health. J Am Dent Assoc 147: 915-917, 2016.
- 2) Lee JY, Watt RG, Williams DM et al: A New Definition for Oral Health: Implications for Clinical Practice, Policy, and Research. J Dent Res 96: 125-127, 2017.
 - 3) 深井 稜博, 相田 潤, 安細敏弘ほか:「公衆衛生」, 「地域保健」, 「口腔保健」の定義—デルファイ法を用いた合意形成過程とその収束結果. 口腔衛生会誌 62 : 206, 2012.
 - 4) 日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会: 自由集会2「地域口腔保健の評価と指標について考える」. 口腔衛生会誌 62 : 419-420, 2012.
 - 5) 日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会: 学術集会 地域口腔保健の評価指標を考える Part2. 2012年11月25日.
 - 6) Monteiro da Silva OM, Glick M: FDI Vision 2020 : a blueprint for the profession. Int Dent J 62: 277, 2012.